

1 0 年 保 存

秘

有 ・ 無期限

平成 21 年 12 月 28 日 から
平成 31 年 12 月 27 日 まで

基監発 1228 第 2 号
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

司法事件の厚生労働記者会を通じた公表について

司法事件の報道機関を通じた公表については、同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から行っているところであるが、

（以下「全国公表事件」という。）については、より多くの報道機関による報道がなされるよう、今般、都道府県労働局又は労働基準監督署（以下「局・署」という。）による報道発表に加え、当課から厚生労働記者会を通じた公表を行うこととした。

このため、全国公表事件に該当すると考えられるものについては、下記により当課と協議されたい。

記

1 具体的方法

- (1) 全国公表事件に該当するか否かは、これを幅広くとらえ、当課に協議すること。
- (2) 当課による公表方法は、原則として局・署作成の司法事件広報資料を厚生労働記者会に参考配付するものとし、事件の内容に応じて、更に当課による記者会見を行うなどを検討するものであること。

2 その他

当課による公表を行うこととした事件については、局・署において地方記者会に対しその旨説明することなどに配慮すること。